

# 学習指導要領のあるべき姿を求めて －1947 年、1951 年の学習指導要領からの考察－

河上 昌志（北海道札幌市立日章中学校）

キーワード：学習指導要領、試案、英語教育

## 1. はじめに

文部科学省より「新学習指導要領」が、2008 年 3 月 28 日に告示された。現学習指導要領との主な変更点は次の通りである。

- 「聞くことや話すことなどの実践的コミュニケーション能力の基礎を養う」  
→「聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力を養う。」
- 「英語で表現する能力を養うため」→「英語で表現できる実践的な運用能力を養うため」
- 「文型」→「文構造」、「to 不定詞のうち基本的なもの」→「to 不定詞」  
「動名詞のうち基本的なもの」→「動名詞」
- 音声指導に当たっては、「聞くこと及び話すこと」を重視→「日本語との違いに留意」
- 「別表 1（100 語）」に示す語を含めて、900 語程度までの語（季節、月、曜日、時間、天気、数（序数を含む）、家族などの日常生活にかかわる基本的な語を含む）  
→「1200 語程度の語」（別表なし）

## 2. 1947 年の学習指導要領

第二次世界大戦後、日本の教育は大きな変化を遂げた。1946 年に日本国憲法が公布され 1947 年の教育基本法、学校教育法の公布により、新しい教育の指針が示され、新学制による小学校や中学校もこの年に発足した。この新学制の発足に間に合うように学習指導要領の作成作業が行われた。1947 年 3 月 20 日「学習指導要領 一般編（試案）」とともに「学習指導要領 英語科編（試案）」も公表された。この「学習指導要領 英語科編（試案）」の内容は 28 ページであるが、英語教育の根幹にふれた示唆が随所に見られた。

- ①「英語は世界を知る窓といってもよいであろう。」
- ②「英語の教授と学習とを効果あらしめたるには、なんのために、何をどんな方法で、いつどこで教授し学習するというような問題が多い。この『学習指導要領』は、言語教授の理論と実際とにもとづいて、こうした問題を解く助けとなるように作られたのである。」
- ③「『学習指導要領』は完全なものではないから、実際の経験にもとづいた意見を、どしどし本省に送ってもらい、それによって、年々書き改めて行って、いいものにしたいのである。」
- ④「第五章 学習指導法」では、「英語で考える習慣をつくるためには忠実にまねることと、何度もくり返すこととたくさんの応用が必要である。このために、一学級の生徒数は三十名以上になることは望ましくない。」また、「英語の学習においては、一時に多くを学ぶよりも、少しずつ規則正しく学ぶ方が効果があがる。それで毎日一時間一週六時間が英語学習の理想的な時数であり、一週四時間以下では効果が極めて減る。」

一般編の「序」にも注目してもらいたい。

- ①「ただあてがわれた型のとおりにはやるのではかえって目的を達するに遠くなるのである。またそういう工夫があってこそ、生きた教師の働きが求められるのであって、型のとおりにはやるのなら教師は機械にすぎない。」
- ②「一つの動かすことのできない道をきめて、それを示そうとするような目的で作られたものではない。」

### 3. 1951 年の学習指導要領

- ①「第八章 地域の必要に対する学習指導要領の適応」の項目では最初に、「この学習指導要領は、日本の中学校および高等学校で全般的に使われるように、英語教育課程の概要を述べようとするものであるから、教師がこの学習指導要領を、英語教育課程を構成するための、固苦しい動きのとれない手引きとして使うことは期待していない。」と書かれている。
- ②「生徒をして平和を愛する個人および公民に発達させるという目標である。言い換えれば、平和の愛なくしては、列挙したその他のいろいろな目標を達成することは不可能であろう。ゆえに平和のための教育は、英語教育課程をも含めた全教育計画の条件であり重要な部分である。」と書いてある。
- ③「だいたい、日本の戦前は、いわゆる「画一教育」であった。中央政府が何かを教えるべきかを決めて、それがそのまま全国のすべての生徒に適用された。教育を実情に即応させて、効果的な独創的な方法を用いる余地はほとんどなかった。・・・それは、関心をもつすべての人が援助を与えるような民主教育ではなかった。」と述べ、戦前の教育を弾劾している。さらに、「すべての都道府県が、その地域に適したそれぞれの教科書をもつ日も遠くあるまいと思う。」とも書かれている。
- ④この学習指導要領には、「付録Ⅲ」として「英語教科書の採択基準試案」が掲載されていた。その「まえがき」には、「1.教科書の選択にあたっては、教師はみずから審査員であることを自覚しなければならない。・・・4.新しい教科書検定制度においてはすべての教科書の質が必ずしも同じではない。かろうじて検定に合格したものもあり、相当よいものもあり、優秀にしてきわめて良好なものもあり、また断然優秀なものもある。検定調査員にはいずれの教科書が優秀であるかを教師に示す方法がないから、英語教師はすべての教科書を評価し、最善のものを選択しなければならない。」と述べ、採択に当たって、英語教師の関与がいかに重要かを説いている。

さらに教科書の内容については、「平和国家の市民にふさわしい真理と正義との尊重・責任感および勤労に対する関心を発達させるような、教育基本法で述べている教育の目的に一致しなければならない。」また、「民主的な生活様式を発達させ、国際的観念と平和愛好心とを養うのに役立つこと。」「現代社会の必要に一致していること。教材は時代に即応し進歩的であり、民主主義の発達と国際理解の増進に役立つものでなければならない。」などとしている。

### 4. 学習指導要領のあるべき姿

1947 年 1951 年に作られた学習指導要領が、本来あるべき姿だと思う。「画一的な教育はだめだ。」と言っていた文部科学省（当時は文部省）が、まさに画一的なものとして作ったのが、1958 年から現在、そして新しい学習指導要領ではないだろうか。

これからの方向としては、作成にあたっては現場の教師を中心にしながら、教育団体・父母などが中心になり、公開で研究・討議を行う。法的拘束力を持たず、1947 年の基本方針にもどり、「試案」として現場教師の「手引き書」となるようにする。

### 5. 引用文献

- 学習指導要領 一般編（試案）1947 年：文部省
  - 学習指導要領 英語科編（試案）1947 年：文部省
  - 学習指導要領 外国語科英語編（試案）1951 年：文部省
  - 「初期の学習指導要領を読んでみては」：河上昌志《英語教育：開隆堂》2000 年
  - 「答えはすでに出ていた」河上昌志《英語教育 FIFTY：大修館書店》2001 年
- ※上記 5 つの文献は下記の日本英語教育情報センターのホームページから閲覧することができる。